

紀州鉄道線の必要性や将来的なあり方に関する調査・検討支援業務 仕 様 書

1. 委託業務名

紀州鉄道線の必要性や将来的なあり方に関する調査・検討支援業務

2. 背景・目的等

紀州鉄道線は、沿線地域住民の通勤・通学等の日常生活に必要不可欠な移動手段であるとともに、観光資源・地域資源として本市の魅力の向上に寄与している。

しかしながら、近年においては、人口減少・少子高齢化による利用者の減少に加え、燃料価格や物価、人件費の高騰も相まって厳しい経営状況を余儀なくされている。

このような背景を踏まえ、本業務では、市民ニーズや利用実態の把握、沿線地域や鉄道事業の現況等の把握に加え、移動手段の確保や経済活動の基盤といった視点のみならず、環境の改善や道路渋滞の緩和、観光の振興、地域資源としての存在価値、さらには人口減少や少子高齢化、ライフスタイルの多様化といった社会構造の変化も踏まえて多角的に整理し、紀州鉄道線の必要性や将来的なあり方等に関して具体的な方向性を検討するための基礎資料を作成することを目的とする。

3. 委託業務内容

(1) 計画準備

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び鉄道事業法等の関係法令や施行規則等に基づくとともに、上位・関連計画の内容を十分に把握し、本業務の目的・内容を十分に検討した上で、本業務の作業を円滑に進めるために、業務の進め方、内容、スケジュール、体制等に関する業務計画書を作成するものとする。

(2) 紀州鉄道線沿線地域及び鉄道事業に関する現況整理

紀州鉄道線のこれまでの経緯や会社概要、利用状況、事業収支、経営状況等を把握するための資料・データを収集し、紀州鉄道線沿線地域や紀州鉄道の現況について把握・整理する。

(3) 市民意向調査

市民の普段の移動実態や紀州鉄道線の利用状況、既存サービスに対する改善ニーズ、今後の利用意向等を把握し、今後の御坊市における紀州鉄道線のあり方等を検討するにあたっての基礎資料として活用するため、市民を対象としたアンケート調査を実施する。なお、アンケート調査は市民（2,000人）を対象とし、郵送配布・郵送回収により行うものとする。

(4) 利用実態調査

紀州鉄道線の利用実態や利用特性、既存サービスに対する改善ニーズ、今後の利用意向・必要性等を把握し、今後の御坊市における紀州鉄道線のあり方等を検討するにあたっての基礎資料として活用するため、利用者を対象とした調査を実施する。

(5) 利用者の利便の確保に関する検討

上記(2)～(4)の結果や先行事例等を踏まえ、利用者が紀州鉄道線を利用しやすくなるために実施する施策について検討する。

(6) 紀州鉄道線が地域にもたらす価値の検討

上記(2)～(5)の検討結果や、上位・関連計画等における目指すべきまちの姿や今後の方向性などを十分に踏まえ、紀州鉄道線について、鉄道としての移動手段のみならず、環境の改善や渋滞の緩和、観光の振興、地域資源としての存在価値など、地域にもたらす価値を定量的あるいは定性的な効果・影響について評価し、多角的に分析・整理する。

(7) 打合せ・協議

本業務に係る打合せは、業務開始時・終了時、ならびに業務の進捗に合わせて期間中は1～2か月に1回程度を予定し、それ以外に必要に応じて行う。また、関係機関との協議に際しては、市担当部局が指示した場合は協議に同行するものとする。

その他、業務実施上、疑義が生じた場合は、速やかに市担当部局と協議を行う。

(8) とりまとめ

本業務の成果をとりまとめた報告書を作成する。

(9) その他

上記、業務内容を遂行する上で必要となる事項

4. 履行期間

契約締結の日から令和9年3月19日(金)まで

5. 契約締結後の提出書類

(1) 業務計画書

業務概要、実施方針、実施体制、工程、連絡体制等を記載すること。

(2) 着手届

(3) その他、当市担当部局が必要と認める書類

6. 成果品

- ・成果報告書（A4版） 10部
- ・成果報告書電子データ 一式
- ・その他市担当部局が必要と認めたもの

7. その他事項

- （1）受託者は、当該業務に関し十分な知識、経験を有する者をもって適切に業務を行うこと。
- （2）受託者は、本業務に関する文献等資料、先行事例等の情報を収集し、十分な調査を行うこと。
- （3）受託者は、この業務の実施により知り得た個人情報及び機密情報を第三者へ提供してはならない。業務委託契約期間終了後も同様とする。
- （4）本業務における成果品及び本業務の実施により生じる著作物等に関する著作権及び使用权は、すべて市に帰属するものとし、受託者は委託者に無断でこれらの使用、貸与及び公表等を行ってはならない。
- （5）本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた事項については、市と受託者との間で速やかに協議し決定するものとする。本業務の遂行に関して疑義が生じた場合も同様とする。